

13. 受領遅滞

受領遅滞の効果が明文化された。

- ①債務者における目的物の保存義務の軽減
- ②増加費用の債権者負担
- ③危険の債権者への移転

14. 債権者代位権

(1) 要件、内容

- ①差押禁止債権を被代位債権にはできない旨が追加された。
- ②履行期が到来していない場合の「裁判上の代位」が廃止された。
- ③代位行使の範囲、直接の引渡請求権、第三債務者の抗弁が明文化された（423条の2・3・4）。

(2) 債務者の処分権限、第三債務者による履行

債権者が代位権を行使した場合でも、債務者による処分は制限されず、第三債務者の債務者に対する履行も制限されないことになった。

また、第三債務者が債務者に対し履行することも妨げられないことになった（423条の5）。

(3) 訴えによる債権者代位権の行使と訴訟告知

債権者代位訴訟を提起した債権者は、債務者に対し訴訟告知をしなければならなくなった（423条の6）。

(4) 債権者代位権の転用

登記または登録の請求権を被保全債権とする債権者代位権の規定が設けられた（423条の7）が、その他の転用型については見送られた。

15. 詐害行為取消権

(1) 要件等

詐害行為となるか否かについての要件が具体化された。

- ・ 相当価格での処分

- ① 債務者が隠匿等の処分をするおそれを現に生じさせるような行為である。

- ② 債務者が処分当時、隠匿等の意思を有していた。

- ③ 受益者が処分当時、債務者の意思について悪意であった。

- ・ 担保の供与や弁済

- ① 債務者が支払不能の時に行われていた。

- なお、担保の供与又は弁済が、債務者の義務がない場合や弁済期が未到来のときに行われていた場合には、債務者が支払不能になる前 30 日以内に行われていたことが要件となる。

- ② 債務者と受益者の通謀があった。

- ・ 代物弁済

- 受益者の受けた給付の価額が債務の額より過大なときは、その過大な部分を取り消すことができる。

(2) 転得者に対する取消要件

従前の判例法理とは異なり、いわゆる相対的構成を採用せず、受益者等の中間者全員の悪意を要件とすることになった。

(3) 行使方法等

詐害行為取消訴訟について、取消債権者は受益者または転得者を被告とすべき旨、訴訟提起後は遅滞なく債務者に訴訟告知すべき旨が明文化された（424 条の 7）。

取消債権者は、債務者のした行為の目的が可分であるとき、又は価額償還請求をするときは被保全債権額の限度においてのみ取消請求が可能であることが明文化された（424 条の 8）。

取消債権者は、受益者等に対し金銭又は動産の引渡しを請求するときは、自己に対して直接その引渡しを求めることができる旨が明文化された（424 条の 9）。

(4) 効力

詐害行為取消の効果が、取消債権者と相手方たる受益者等のほか、債務者及びすべての債権者に及ぶことになった（425 条）。

(5) 受益者、転得者の反対給付等に関する権利

不動産の売却が取り消された場合、受益者・転得者は債務者に不動産を返還すべきことになるのに対し、支払った代金については債務者に対し返還請求することができる（425条の2）。

なお、債務の弁済が取り消された場合には、受益者は債務者からの弁済金を返還することになるが、受益者の債務者に対する債権も復活することになる。

16. 連帯債務

(1) 連帯債務者の1人について生じた事由の効力

- ① 広義の弁済、混同、更改の3つだけが絶対効となった。
- ② 履行の請求、免除、時効の完成は相対効とされた。
- ③ 他の連帯債務者の反対債権→相殺はできなくなり、履行拒絶が認められた。

(2) 求償関係

① 求償額

負担部分を超えているか否かは関係ない。

② 事前・事後の通知を怠った場合

求償が制限されるのは、他の連帯債務者の存在を知っているときに限られる。

③ 資力のない連帯債務者がいた場合

- (ア) 残りの連帯債務者が負担部分に応じてかぶることになる
- (イ) 負担部分がなければ平等となる
- (ウ) 連帯の免除をしても同じ(445条削除)

17. 連帯債権

連帯債務と異なるのは、絶対効の範囲だけである。

絶対効 → 弁済、相殺、更改、免除、混同